二　次のイからリまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号ロ(1)の措置を講じた事業主　対象者一人につき、六万円（中小企業事業主にあつては、八万円）

ロ　前号ロ(2)(i)の措置を講じた事業主　対象者一人につき、三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）

ハ　前号ロ(2)(ii)又は(iii)の措置を講じた事業主　対象者一人につき、十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）

ニ　前号ロ(3)(i)の措置を講じた事業主　対象者一人につき、六十七万五千円（中小企業事業主にあつては、九十万円）

ホ　前号ロ(3)(ii)又は(iii)の措置を講じた事業主　対象者一人につき、三十三万円（中小企業事業主にあつては、四十五万円）

ヘ　前号ロ(4)の措置を講じた事業主　次に掲げる額の合計額（六箇月間の当該額の合計額が前号ロ(4)の措置に係る対象者一人につき十八万円（中小企業事業主にあつては、二十四万円。以下このヘにおいて同じ。）を超えるときは、十八万円）（同号ロ(4)の措置に係る対象者一人につき二十四箇月（当該対象者が精神障害者である場合にあつては、三十六箇月）までの支給に限る。）

(1)　前号ロ(4)の援助又は指導が、職場支援員の配置により行われた場合にあつては、当該職場支援員の配置に係る障害者の数に、一月につき、三万円（中小企業事業主にあつては、四万円）を乗じて得た額（第五項第三号ロに規定する援助を受ける者の数と合計して三人までの支給に限る。）

(2)　前号ロ(4)の援助又は指導が、職場支援員の委嘱により行われた場合にあつては、当該職場支援員の委嘱の回数に、一万円を乗じて得た額

(3)　前号ロ(4)の援助又は指導が、業務の委託により行われた場合にあつては、委託に係る障害者の数に、一月につき、三万円（中小企業事業主にあつては、四万円）を乗じて得た額

ト　前号ロ(5)の措置を講じた事業主　対象者一人につき、月額四万五千円（中小企業事業主にあつては、月額六万円）（対象者一人につき十二箇月までの支給に限る。）

チ　前号ロ(6)の措置を講じた事業主　対象者一人につき、五十万円（中小企業事業主にあつては、七十万円）

リ　前号ロ(7)の措置を講じた事業主　職場定着支援計画の初日から六箇月ごとに区分した各期間（六箇月未満の期間を生じたときは、当該期間）における次の(1)から(3)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)～(3)　（略）

（削る）

（削る）

（削る）

五　次のイからルまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　第一号ロ(1)の措置を講じた事業主　対象者一人につき、六万円（中小企業事業主にあつては、八万円）

ロ　第一号ロ(2)(i)の措置を講じた事業主　対象者一人につき、三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）

ハ　第一号ロ(2)(ii)又は(iii)の措置を講じた事業主　対象者一人につき、十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）

ニ　第一号ロ(3)(i)の措置を講じた事業主　対象者一人につき、六十七万五千円（中小企業事業主にあつては、九十万円）

ホ　第一号ロ(3)(ii)又は(iii)の措置を講じた事業主　対象者一人につき、三十三万円（中小企業事業主にあつては、四十五万円）

ヘ　第一号ロ(4)の措置を講じた事業主　次に掲げる額の合計額（六箇月間の当該額の合計額が第一号ロ(4)の措置に係る対象者一人につき十八万円（中小企業事業主にあつては、二十四万円。以下このヘにおいて同じ。）を超えるときは、十八万円）（同号ロ(4)の措置に係る対象者一人につき二十四箇月（当該対象者が精神障害者である場合にあつては、三十六箇月）までの支給に限る。）

(1)　同号ロ(4)の援助又は指導が、職場支援員の配置により行われた場合にあつては、当該職場支援員の配置に係る障害者の数に、一月につき、三万円（中小企業事業主にあつては、四万円）を乗じて得た額（ヌに規定する援助を受ける者の数と合計して三人までの支給に限る。）

(2)　同号ロ(4)の援助又は指導が、職場支援員の委嘱により行われた場合にあつては、当該職場支援員の委嘱の回数に、一万円を乗じて得た額

(3)　同号ロ(4)の援助又は指導が、業務の委託により行われた場合にあつては、委託に係る障害者の数に、一月につき、三万円（中小企業事業主にあつては、四万円）を乗じて得た額

ト　第一号ロ(5)の措置を講じた事業主　対象者一人につき、月額四万五千円（中小企業事業主にあつては、月額六万円）（対象者一人につき十二箇月までの支給に限る。）

（新設）

チ　第一号ロ(6)の措置を講じた事業主　職場定着支援計画の初日から六箇月ごとに区分した各期間（六箇月未満の期間を生じたときは、当該期間）における次の(1)から(3)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)～(3)　（略）

リ　第二号に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　訪問型職場適応援助者が四時間以上の支援を実施した日数に一万六千円を乗じて得た額

(2)　訪問型職場適応援助者が四時間未満の支援を実施した日数に八千円を乗じて得た額

ヌ　第三号に該当する事業主　第三号に掲げる援助を受ける者の数に、一月につき、六万円（中小企業事業主にあつては、八万円）を乗じて得た額（ヘ(1)に規定する障害者の数と合計して三人までの支給に限る。）

ル　前号に該当する事業主　十万円